

外国人雇用に関する企業ニーズ調査

当調査は、今後「茨城県外国人材支援センター」が企業の皆様のニーズを踏まえ支援を行うためのものです。茨城県では、企業の皆様のご意見を伺いながら、より効果的な支援をしていきたいと考えておりますので、率直なご意見を頂戴いただければ幸いです。
なお、回答いただいた内容は、本事業のみに利用することを申し添えます。

Webフォーム
QRコード

● 回答期限：2020年7月27日（月）18:00

● 回答方法：以下（1）～（3）のうち、いずれかの方法にて回答ください。

- (1) メール添付 ▶ info@ifc.ibaraki.jp へ回答を添付し返送ください。
 (2) FAX送信 ▶ 029-239-3305 へ返送ください。
 (3) Webフォーム ▶ <https://ifc.ibaraki.jp/>

→ お知らせ欄のニーズ調査のパナー（画像）をクリックし、フォームにアクセスしてください。

A. 貴社情報をお教えてください。

フリガナ			
社名			
本社所在地	都・道・府・県	市・区・町・村	
業種	業種について、以下より一つ選択し、チェックを入れてください。 ※複数の事業を実施している場合は、代表的なもの一つお選びください。 <input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> サービス業（他に分類されないもの） <input type="checkbox"/> 公務（他に分類されるものを除く） <input type="checkbox"/> 分類不能の産業（ ）		
従業員規模	<input type="checkbox"/> 10名未満	<input type="checkbox"/> 10～49名	<input type="checkbox"/> 50～99名 <input type="checkbox"/> 100～300名 <input type="checkbox"/> 301名以上

B. ご担当者様のご連絡先についてお教えてください。

ご担当者	所属部署・役職	ご担当者氏名	
TEL		FAX	
MAIL			
担当者所在住所	〒		

< I > 外国人雇用の現状（以下の設問に当てはまる項目に☑をつけてください）

Q1. 現在貴社において、外国人を雇用していますか。

- 雇用している 過去に雇用したことがある 雇用していない

Q2. （Q1で「雇用している」「過去に雇用したことがある」とお答えいただいた企業様のみ）雇用した外国人の総数をお教えてください。

- 5名以下 6～10名 11～15名 16～20名 21名以上

Q3. （Q1で「雇用している」「過去に雇用したことがある」とお答えいただいた企業様のみ）

雇用した外国人の在留資格の種類をお教えてください。（複数選択可）

※特定技能、高度人材、技能実習の在留資格については、本調査票の最後をご確認ください。

- 身分に基づく在留資格（永住者、日本人の配偶者等） 特定技能
 高度人材（在留資格：技術・人文知識・国際業務） 高度人材（在留資格：技術・人文知識・国際業務以外）
 技能実習 特定活動（EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者等）
 資格外活動（外国人留学生のアルバイト等）
 その他（以下にご記入ください。）

Q4. （Q1で「雇用している」「過去に雇用したことがある」とお答えいただいた企業様のみ）

外国人を雇用した理由を教えてください。（複数選択可）

- 海外に拠点があるため 真面目で熱心な人が多いため 自社の海外展開・海外事業を担ってもらうため
 人手不足を補うため 外国人ならではの能力があるため 賃金が日本人より安い
 その他（以下にご記入ください。）

<II> 今後の採用予定について <以下の設問に当てはまる項目に☑をつけてください>

Q5. 2020年度内に外国人を雇用する計画はありますか？

- 雇用する予定である
 検討中、もしくは検討したい
 日本人従業員で充足しているため雇用する計画・予定はない → 以上で調査は終了です。メール添付またはFAXにてご返送ください。

Q6. (Q5で「雇用する予定である」、「検討中、もしくは検討したい」とお答えいただいた企業様のみ)

どのような手段(方法)にて雇用予定または雇用の確定をしましたか？ (複数選択可)

- 茨城県外国人材支援センター等、公的機関のサポートにより → (a) 雇用予定 (b) 雇用確定
 人材紹介会社、監理団体等の民間機関のサポートにより → (a) 雇用予定 (b) 雇用確定
 自社や独自のルートにより → (a) 雇用予定 (b) 雇用確定
 その他(以下にご記入ください。)

Q7. (Q5で「雇用する予定である」、「検討中、もしくは検討したい」とお答えいただいた企業様のみ)

どのような人材の雇用を予定または確定しましたか？ (複数選択可)

- 身分に基づく在留資格(永住者、日本人の配偶者等) 特定技能
 高度人材(在留資格:技術・人文知識・国際業務) 高度人材(在留資格:技術・人文知識・国際業務以外)
 技能実習 特定活動(EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者等)
 資格外活動(外国人留学生のアルバイト等)
 その他(以下にご記入ください。)

Q8. (Q5で「雇用する予定である」、「検討中、もしくは検討したい」とお答えいただいた企業様のみ)

どのようなスキルの人材を求めますか？ (複数選択可)

- 日本語能力が高い方(JLPT N1ネイティブ~N2ビジネスレベル) 日本語能力をある程度持つ方(JLPT N3日常生活レベル)
 自社に合う技能・技術(機械・電気電子系)を持つ方 自社に合う技能・技術(CADスキル等)を持つ方
 自社に合う知識(企画・マーケティング・貿易等)を持つ方 自社に合う技術・能力(特定技能職種)を持つ方
 その他(以下にご記入ください。)

Q9. (Q5で「検討中、もしくは検討したい」とお答えいただいた企業様のみ)理由・課題は何ですか。(複数選択可)

- 候補者募集や雇用の仕方が分からない 処遇や人事管理の方法が分からない
 日本語教育や生活等に対する支援体制が整っていない 外国人を雇用しても、帰国・転職をするイメージがある
 在留資格等の申請手続きが煩雑である どのような業務を任せればよいかわからない
 その他(以下にご記入ください。)

Q10. (Q5で「雇用する予定である」、「検討中、もしくは検討したい」とお答えいただいた企業様のみ)

雇用したいと思う外国人の出身国について教えてください。(複数選択可)

- ベトナム ミャンマー モンゴル インドネシア タイ フィリピン カンボジア 中国
 その他(上記以外の国) 以下に国名をご記入ください。

Q11. 介護事業所等の方に伺います。

技能実習生や特定技能外国人が、実務経験ルートから介護福祉士を目指す候補者(*)に対する教育支援に興味がありますか？

- 興味がある 興味がない 分からない (*) 不明な方は調査票の最後をご確認ください。

Q12. 「茨城県外国人材支援センター」では、外国人材を採用したい企業への支援を行っています。

どのような支援を希望しますか。(複数選択可)

- 在留資格別の雇用に関する説明等を行うセミナーの実施 外国人との就職マッチング
 日本語学習支援 外国人受入れに向けた集中支援(アドバイザーの定期訪問等による伴走型支援)
 受入体制整備への支援(ハード面などの社内環境整備) 受入体制整備への支援(外国人材受入に伴う社内制度構築・労務管理等)
 日本人従業員向け外国人材受入研修等 行政書士、社会保険労務士などの専門家による相談
 外国人向けの母国語相談 海外視察や面接会
 支援は希望しない
 その他(以下にご記入ください。)

Q13. その他ご要望などございましたら以下にご記入ください。

◆お知らせ◆

【メールマガジンへの登録】

茨城県外国人材支援センターでは、各種イベント情報や外国人材についての情報を毎月第4水曜日にメールマガジンを配信しております。ご登録は簡単です。以下URLよりアクセスの上ご登録ください。

<http://mailmagazine.me/ifc/form.cgi>

●各種用語について

*特定技能とは

日本での就労を希望する外国人が、技能試験と日本語試験に合格することで得られる在留資格です（※3年以上の技能実習を良好に修了した外国人は、これらの試験が免除されます）。特定技能の在留資格を得た外国人（特定技能外国人）は、以下の14の産業分野（特定産業分野）において、労働者として最大5年間雇用することが出来ます。（※報酬が日本人と同等以上であることなど、雇用にあたり満たさなければならない条件があります。）（特定産業分野：介護、農業、漁業、食料品製造業、外食、ヘルパー、素材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊）

*高度人材とは

「高度人材」とは、専門的な技術や知識を持つ外国人労働者の事です。

高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度（高度人材）は、法務省が2012年5月7日から導入した、特に優秀な外国人（外国人高度人材）に対する出入国優遇措置です。特定技能や技能実習生が行える業務は工場や建設現場、農業、漁業などの作業的なものに限定されていますが、外国人高度人材であればITや設計・監理、研究・開発、オフィスワークなど、より専門性が求められる業務に従事させることが可能であり、無期限在留資格や永住許可も取得しやすいので、長いスパンで業務を任せやすく、企業の基幹業務を担う人材にもなり得ます。

*技能実習制度とは

我が国で培われた技術や知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進が主な目的です。技能実習制度は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

技能実習移行対象職種（令和2年2月25日時点）

技能実習2号移行対象職種 82職種 146作業（2号から3号に移行する職種・作業は限られています。）

技能実習3号移行対象職種 74職種 130作業

【参考】外国人技能実習機構 移行対象職種情報 <https://www.otit.go.jp/ikoutaishou/>

*実務研修ルートとは

実務経験ルートとは「実務経験3年以上」+「実務者研修」（450時間以上かつ6月以上）を経て、介護福祉士となるルートを指します。

※社会福祉士法及び介護福祉士法40条2項5号、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則21条1号

お問い合わせ先・調査票返送先／茨城県外国人材支援センター

【TEL】 029-239-3304 【FAX】 029-239-3305

【Mail】 info@ifc.ibaraki.jp